

平成 30 年度の川崎市の大気や河川の水質等の状況をまとめました

川崎市では、大気汚染防止法等の法律に基づき、大気環境及び水環境に関する調査を実施しています。このたび、平成 30 年度の状況がまとまりましたので、その概要について次のとおりお知らせします。

大気環境の状況

- ・ **二酸化窒素 (NO₂) は平成 27 年度以降 4 年連続で全局 (18 局中 18 局) で環境基準を達成しました。**
- ・ **微小粒子状物質 (PM2.5) は平成 28 年度以降 3 年連続で全局 (15 局中 15 局) で環境基準を達成しました。**
- ・ **光化学オキシダント (Ox) は、全局で環境基準を達成しませんでした。**
光化学スモッグ注意報の発令は 6 回でした。全国的にも環境基準を達成していない状況が続いています。

水環境の状況

- ・ 河川の代表的な汚濁指標である **生物化学的酸素要求量 (BOD) ※¹** は、**全地点 (11 地点) で環境基準値に適合しました。**
- ・ 海域の代表的な汚濁指標である **化学的酸素要求量 (COD) ※²** は、**12 地点中 3 地点で環境基準値に適合しませんでした。** 東京湾は閉鎖性水域であることから、改善が難しい状況が続いています。

注) 環境基準とは、環境基本法により、「大気の汚染、水質の汚濁等に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」とされています。

※¹ BOD：水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量で、この値が大きいほど汚濁負荷が大きいことを示しています。

※² COD：水中の有機物などを酸化剤で酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素に換算したもので、この値が大きいほど汚濁負荷が大きいことを示しています。

詳細につきましては、別紙「平成 30 年度大気環境及び水環境の状況等について」を御覧ください。資料は、ホームページでも御覧いただけます。

川崎市 大気環境 水環境

検索

【大気環境の取組】

市民・事業者・行政における環境対策の取組、規制基準に適合した環境への負荷が低いディーゼル車への代替が進んだことなどにより大気環境は改善傾向にあります。引き続き、大気環境の状況の把握に努め、環境基準の達成維持に向けて取組を推進します。

○工場・事業場に対する取組

- ・ 窒素酸化物や揮発性有機化合物 (VOC) などの大気汚染物質について、工場・事業場への立入調査、発生源大気自動監視システムによる常時監視等の継続実施



臨海部からの遠望 (平成 31 年 1 月)

○交通環境に対する取組

- ・エコ運搬制度の運用等による、ディーゼル車の低公害・低燃費化やエコドライブ実施の推進
- ・県条例に基づくディーゼル車の運行規制の継続実施

○広域連携による取組

- ・光化学オキシダント及びPM2.5対策について、近隣自治体と連携した取組を強化し、市民・事業者向けの普及啓発活動を実施

○市民向け普及啓発・広報の取組

- ・観察会や実験講座など川崎の 대기について学べるイベントの開催やリーフレット等の作成・配布
- ・大気の状態を市ホームページのほか、市役所1階モニター及び各家庭のテレビを通じ情報提供



星空観察会



テレビ神奈川データ放送

【水環境の取組】

生活排水対策（下水道の普及等）や工場・事業場の排水対策により水環境は改善傾向にありますが、引き続き、環境基準値の適合に向けた取組を推進します。

○水環境の把握及び市民向け普及啓発・広報の取組

- ・河川・海域・地下水の水質等の調査を引き続き実施し、水環境に係る状況を把握
- ・水環境を大切にする意識を高めてもらうため、川や湧水地で水質や水辺に住む生き物を調べる体験型イベントを開催
- ・市内における水生生物の生息状況等を調査し、その結果をリーフレット等にまとめて配布

○工場・事業場に対する取組

- ・法及び市条例に基づき、工場・事業場への監視・指導を継続実施

○広域連携による取組

- ・東京湾の水質の改善に向けて、国や関連自治体と連携した取組を推進



多摩川で遊ぶ子供たち



リーフレット「かわさき水辺の生きもの」

水生生物の生息状況をまとめたリーフレットにつきましてもホームページで御覧いただけます。

[かわさき 水辺の生きもの](#)

[検索](#)

問い合わせ先

【大気環境に関すること】

川崎市環境局環境対策部大気環境課 中村
電話 044-200-2515

【水環境に関すること】

川崎市環境局環境対策部水質環境課 藤田
電話 044-200-2519